



和歌山市公報

令和7年（2025年）9月29日

号外第11号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

目 次

【条 例】

番号		ページ
30	和歌山市教育機関支援等基金条例	(シティプロモーション課) 3
31	和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例	(市民課) 4
32	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	(生活支援第1課) 5
33	和歌山市立中学校給食センター条例	(給食管理課) 6
34	和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅第1課) 7
35	和歌山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	(住宅第1課) 8
36	和歌山市改良住宅条例の一部を改正する条例	(住宅第2課) 9
37	和歌山市工業用水道条例の一部を改正する条例	(営業課) 10
38	和歌山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例	(営業課) 11
39	和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例	(議会政策課) 12

【規 則】

70	和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則	(保健対策課) 13
71	和歌山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住宅第1課) 14
72	和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住宅第1課) 21
73	和歌山市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住宅第2課) 29

【告 示】

301	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 36
302	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 37
303	放置自転車等の処分	(まちなみ景観課) 38
304	公示送達（令和7年度随時第4期、第1期及び第2期介護保険料督促状）	(介護保険課) 39
305	公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）	(保険総務課) 40
306	公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料督促状）	(保険総務課) 41
307	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 42
308	令和7年度補正予算の要領	(財政課) 43
309	公示送達（令和7年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和6年度介護保険料納入通知書（特別徴収））	(介護保険課) 44

【公 告】

○	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 45
○	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 46
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧	(地籍調査課) 47
○	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 48

【選挙管理委員会告示】

54 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (選挙管理委員会事務局) 49

【教育委員会告示】

12 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・ (教育政策課) 50

和歌山市教育機関支援等基金条例を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第30号

和歌山市教育機関支援等基金条例

（設置）

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の規定による認定を受けた和歌山市まち・ひと・しごと創生推進計画に記載のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同法第13条の3の寄附について同条の規定による課税の特例の適用があるものに限る。）のうち、本市と連携し、協力する教育機関等の支援及び教育関連事業の推進に要する経費の財源に充てるため、和歌山市教育機関支援等基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和7年9月29日掲示済）

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第31号

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例

和歌山市印鑑条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

（令和7年9月29日掲示済）

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第32号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表2の項を削り、同表3の項中「身体障害者手帳関係情報」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）」に、「精神障害者保健福祉手帳関係情報」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）」に改め、同項を同表2の項とし、同表4の項を同表3の項とし、同表5の項中「児童扶養手当法」の次に「（昭和36年法律第238号）」を加え、同項を同表4の項とし、同表6の項を同表5の項とし、同表7の項中「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加え、「年金給付関係情報」を「国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」に改め、同項を同表6の項とし、同表8の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和39年法律第134号）」を加え、同項を同表7の項とし、同表9の項を同表8の項とし、同表中10の項から14の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和7年9月29日掲示済）

和歌山市立中学校給食センター条例を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第33号

和歌山市立中学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、和歌山市立中学校における給食の調理等に関する業務を処理するため、中学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
和歌山市立中学校給食センター	和歌山市西浜1660番地の401

(管理)

第3条 給食センターは、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 給食センターに、センター長その他の必要な職員を置く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和7年9月29日掲示済)

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第34号

和歌山市営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山市営住宅条例（平成9年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「連帯保証人」を「者であって、緊急時に第61条第1項の市営住宅監理員及び入居者と連絡ができる者（第3項において「緊急連絡人」という。）」に改め、同条第3項中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改める。

別表第3今福西の項を削り、同表岡崎の項中

昭和39年度	簡耐平家
	簡耐2階
	中層耐火

を

昭和39年度	簡耐平家
	簡耐2階

に、

昭和40年度	簡耐平家
	簡耐2階
	中層耐火

を

昭和40年度	簡耐平家
	簡耐2階

に改める。

】

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に連帯保証人になった者の保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

（令和7年9月29日掲示済）

和歌山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第35号

和歌山市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

和歌山市特定公共賃貸住宅条例（平成8年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「連帯保証人」を「者であって、緊急時に第22条第1項の住宅監理員及び入居者と連絡ができる者（第3項において「緊急連絡人」という。）」に改め、同条第3項中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に連帯保証人になった者の保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

（令和7年9月29日掲示済）

和歌山市改良住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第36号

和歌山市改良住宅条例の一部を改正する条例

和歌山市改良住宅条例（平成9年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「連帯保証人」を「者であって、緊急時に改良住宅監理員（第27条第1項の規定により準用する市営住宅条例第61条第1項の規定により任命されたものをいう。）及び入居者と連絡ができる者（次項及び第17条第1項第1号において「緊急連絡人」という。）」に改め、同条第2項中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改める。

第17条第1項第1号中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に連帯保証人になった者の保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。

（令和7年9月29日掲示済）

和歌山市工業用水道条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第37号

和歌山市工業用水道条例の一部を改正する条例

和歌山市工業用水道条例（昭和30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第22条第2号を次のように改める。

（2）責任消費水量制

基本料金 責任消費水量1立方メートルにつき 13円64銭

従量料金 責任消費水量以下で使用した水量1立方メートルにつき 4円40銭

超過料金 責任消費水量を超えて使用した水量1立方メートルにつき 27円50銭

ただし、従量料金の1月最低額は、1日当たり15立方メートルに相当する額とする。

附 則

1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第22条第2号の規定は、令和8年1月1日以後に行うメーターの点検に係る料金から適用し、同日前に行ったメーターの点検に係る料金については、なお従前の例による。

（令和7年9月29日掲示済）

和歌山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第38号

和歌山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

（和歌山市水道事業給水条例の一部改正）

第1条 和歌山市水道事業給水条例（昭和36年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の水道事業者から法第16条の2第1項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる。この場合において、第2項の規定を準用する。

第31条第1項第1号及び第2号中「第10条第2項」の次に「（同条第4項において準用する場合を含む。）」を加える。

（和歌山市下水道条例の一部改正）

第2条 和歌山市下水道条例（昭和59年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「除く。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の公共下水道管理者の指定を受けた者に、排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

（和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例の一部改正）

第3条 和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例（平成12年条例第132号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）から指定を受けた者が排水設備の新設等を行うことができる。

（和歌山市地域汚水処理施設条例の一部改正）

第4条 和歌山市地域汚水処理施設条例（平成19年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、市長が必要と認めるときは、他の公共下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）から指定を受けた者が排水設備の新設等を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和7年9月29日掲示済）

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第39号

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山市議会委員会条例（昭和42年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、常任委員とならないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、監査委員として地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第233条第2項の審査を行った者は、当該審査の対象となった決算について常任委員会で審査する間、当該常任委員会の委員とならないものとする。

第20条中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和7年9月29日掲示済）

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月26日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第70号

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市予防接種費の助成に関する規則（平成19年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「3,000円」を「5,000円」に改め、同条第2項第2号中「。以下「政令」という。」を削り、同条第3項中「、同項第3号から第5号までの規定中「3,000円」とあり」を「、同項第3号中「3,000円」とあり、同項第4号中「5,000円」とあり、同項第5号中「3,000円」とあり」に改める。

別表第1中「コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年2月14日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）、コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）、組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）、コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和5年8月2日に法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）又はコロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和5年11月28日に法第14条の承認を受けたものであって、SARS-CoV-2オミクロン株JN.1系統の株を抗原とするワクチンに限る。）」を「新型コロナウイルス感染症に係る省令第24条各号に掲げるワクチン」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（令和7年9月26日掲示済）

和歌山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第71号

和歌山市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市営住宅条例施行規則（平成9年規則第106号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改め、「。次項において「入居決定者等」という。」を削り、「印鑑登録を受けている印鑑により押印」を「押印（入居決定者にあっては、印鑑登録を受けている印鑑に限る。）」に改め、同条第3項中「入居決定者等に係る」を削り、同項各号を次のように改める。

（1）入居決定者の印鑑登録証明書並びに固定資産税及び市町村民税の納税証明書

（2）緊急連絡人がある場合にあっては緊急連絡人の住民票の写し

第7条の見出し中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改め、同条第3号中「確実な保証能力を有する者」を「成人している者」に改め、同条第4号中「独立の生計を営む者」を「入居者又は入居決定者と住所が異なる者」に改める。

第8条の見出し中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改め、同条第1項中「連帯保証人の」を「緊急連絡人の」に、「連帯保証人が」を「緊急連絡人が」に、「連帯保証人を」を「緊急連絡人を」に、「市営住宅連帯保証人変更届出書」を「市営住宅緊急連絡人変更届出書」に、「に係る第6条第3項各号に掲げる書類」を「の住民票の写し」に改め、同条第2項中「連帯保証人の」を「緊急連絡人の」に、「市営住宅連帯保証人住所、氏名変更届出書」を「市営住宅緊急連絡人住所、氏名変更届出書」に改める。

第22条第5項中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改める。

別記様式第5号から別記様式第7号までを次のように改める。

別記様式第5号（第6条関係）

(左面)

請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

入居者現住所

氏名

(実印)

生年月日 年 月 日

緊急連絡人現住所

氏名

(印)

生年月日 年 月 日

電話番号

入居者は、次の市営住宅に入居中は、和歌山市営住宅条例及び和歌山市営住宅条例施行規則の規定並びに右記事項を堅く守ることを緊急連絡人との連署をもって誓約します。

市 営 住 宅	所 在 地	
	名 称	
	建設年度	年度
	構 造	
	番 号	棟 階 号
家 賃 月 額	毎年度、入居者からの収入の申告に基づき和歌山市営住宅条例の規定により算出した額とする。	
入居時の家賃月額	円（ 年 月から 年 月まで）	
敷 金	円（入居時の家賃3ヶ月分に相当する額）	

添付書類

- 1 入居者の印鑑登録証明書並びに固定資産税及び市町村民税の納税証明書
- 2 緊急連絡人の住民票の写し

○入居者の遵守事項

- 1 市営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持します。
- 2 毎月分の家賃を納入期限までに納付します。
- 3 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼすような行為をしません。
- 4 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類を飼育しません。
- 5 市営住宅の畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び入居者の責に帰するべき事由によって生じた修繕の費用は、自ら負担するとともに、共益費等の滞納など入居者の共同の利益に反する行為をしません。
- 6 毎年度、和歌山市営住宅条例第13条で定めるところにより、市長に対し、入居者及び同居者の収入を申告します。
- 7 和歌山市営住宅条例第27条の規定により収入超過者と認定された場合には、市営住宅を明け渡すように努めます。
- 8 次に掲げるときは、あらかじめ市長の承認を得ます。
 - (1) 同居を認められた者以外の者を同居させるとき。
 - (2) 市営住宅の一部を他の用途に併用するとき。
 - (3) 市営住宅の模様替え又は増築をするとき。
- 9 次に掲げるときは、市長に届け出ます。
 - (1) 市営住宅に入居したとき。
 - (2) 緊急連絡人を変更するとき。
 - (3) 緊急連絡人の住所又は氏名に変更があったとき。
 - (4) 同居者が退去(死亡を含む。)したとき又は入居者若しくは同居者に氏名の変更があったとき。
 - (5) 市営住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - (6) 市営住宅を15日以上使用しないとき。
 - (7) 市営住宅を明け渡すとき。
- 10 市営住宅を明け渡すときは、畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等その他必要な修繕を行い、市長が指定する職員の検査を受けます。
- 11 和歌山市営住宅条例及び和歌山市営住宅条例施行規則の規定並びに上記の事項に違反したときは、市営住宅監理員等（和歌山市営住宅条例第61条第1項に規定する市営住宅監理員その他の市営住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。）が緊急連絡人に対して、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

○緊急連絡人の責務

- 1 入居者が和歌山市営住宅条例及び和歌山市営住宅条例施行規則の規定並びに上記の入居者の遵守事項に違反した場合には、市又は指定管理者が行う是正措置及びその指導に協力します。
- 2 入居者が和歌山市営住宅条例第39条に規定する返還の手続を行わずに市営住宅を立ち退いたときは、市営住宅の明渡しに必要なことについて市に協力します。

別記様式第6号（第8条関係）

（表面）

市営住宅緊急連絡人変更届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

市営住宅

の名称

及び番号

入居者氏名

印

緊急連絡人を変更したいので、次のとおり届け出ます。

なお、和歌山市営住宅条例及び和歌山市営住宅条例施行規則の規定並びに裏面に記載の入居者の遵守事項に違反したときは、市営住宅監理員等（和歌山市営住宅条例第61条第1項に規定する市営住宅監理員その他の市営住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。）が緊急連絡人に対して、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

新たに緊急連絡人となる者
新

住 所
氏 名

印

緊急連絡人	新	住所			
		氏名		入居者との関係	
		生年月日			
		電話番号			
	旧	住所			
氏名					
変更理由					

添付書類 新たに緊急連絡人となる者の住民票の写し

（裏面）

○入居者の遵守事項

- 1 市営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持します。
- 2 毎月分の家賃を納入期限までに納付します。
- 3 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼすような行為をしません。
- 4 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類を飼育しません。
- 5 市営住宅の畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び入居者の責に帰すべき事由によって生じた修繕の費用は、自ら負担するとともに、共益費等の滞納など入居者の共同の利益に反する行為をしません。
- 6 毎年度、和歌山市営住宅条例第13条で定めるところにより、市長に対し、入居者及び同居者の収入を申告します。
- 7 和歌山市営住宅条例第27条の規定により収入超過者と認定された場合には、市営住宅を明け渡すように努めます。
- 8 次に掲げるときは、あらかじめ市長の承認を得ます。
 - (1) 同居を認められた者以外の者を同居させるとき。
 - (2) 市営住宅の一部を他の用途に併用するとき。
 - (3) 市営住宅の模様替え又は増築をするとき。
- 9 次に掲げるときは、市長に届け出ます。
 - (1) 市営住宅に入居したとき。
 - (2) 緊急連絡人を変更するとき。
 - (3) 緊急連絡人の住所又は氏名に変更があったとき。
 - (4) 同居者が退去(死亡を含む。)したとき又は入居者若しくは同居者に氏名の変更があったとき。
 - (5) 市営住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - (6) 市営住宅を15日以上使用しないとき。
 - (7) 市営住宅を明け渡すとき。
- 10 市営住宅を明け渡すときは、畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等その他必要な修繕を行い、市長が指定する職員の検査を受けます。
- 11 和歌山市営住宅条例及び和歌山市営住宅条例施行規則の規定並びに上記の事項に違反したときは、市営住宅監理員等（和歌山市営住宅条例第61条第1項に規定する市営住宅監理員その他の市営住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。）が緊急連絡人に対して、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

○緊急連絡人の責務

- 1 入居者が和歌山市営住宅条例及び和歌山市営住宅条例施行規則の規定並びに上記の入居者の遵守事項に違反した場合には、市又は指定管理者が行う是正措置及びその指導に協力します。
- 2 入居者が和歌山市営住宅条例第39条に規定する返還の手続を行わずに市営住宅を立ち退いたときは、市営住宅の明渡しに必要なことについて市に協力します。

別記様式第7号（第8条関係）

市営住宅緊急連絡人 住 所 変更届出書
氏 名

年 月 日

（宛先）和歌山市長

市営住宅
の名称
及び番号
入居者氏名

緊急連絡人の 住 所 が変更しましたので、次のとおり届け出ます。
氏 名

緊急連絡人氏名		
住 所	旧	
	新	
氏 名	旧	
	新	
変 更 年 月 日		年 月 日

附 則

（施行規則）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に入居した者に係る連帯保証人に関する変更手続及び連帯保証人になった者の資格については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に市営住宅に入居している者であって家賃その他の債務に滞納がないものは、連帯保証人に代えてこの規則による改正後の第7条各号に掲げる資格を有する緊急連絡人を新たに定め、また、連帯保証人を緊急連絡人の地位に変更し、この規則による改正後の別記様式第6号にその者の住民票の写しを添えて市長に届けることができる。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

4 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市営住宅条例施行規則の項中「、別記様式第7号」を削る。

（令和7年9月29日掲示済）

和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第72号

和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成8年規則第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改め、「。次項において「入居決定者等」という。」を削り、「印鑑登録を受けている印鑑により押印」を「押印（入居決定者にあっては印鑑登録を受けている印鑑に限る。）」に改め、同条第3項中「入居決定者等に係る」を削り、同項各号を次のように改める。

（1）入居決定者の印鑑登録証明書並びに固定資産税及び市町村民税の納税証明書

（2）緊急連絡人がある場合にあっては緊急連絡人の住民票の写し

第7条の見出し中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改め、同条第3号中「確実な保証能力を有する者」を「成人している者」に改め、同条第4号中「独立の生計を営む者」を「入居者又は入居決定者と住所が異なる者」に改める。

第8条の見出し中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改め、同条第1項中「連帯保証人の」を「緊急連絡人の」に、「連帯保証人が」を「緊急連絡人が」に、「連帯保証人を」を「緊急連絡人を」に、「特定公共賃貸住宅連帯保証人変更届出書」を「特定公共賃貸住宅緊急連絡人変更届出書」に、「に係る第6条第3項各号に掲げる書類」を「の住民票の写し」に改め、同条第2項中「連帯保証人の」を「緊急連絡人の」に、「特定公共賃貸住宅連帯保証人住所、氏名変更届出書」を「特定公共賃貸住宅緊急連絡人住所、氏名変更届出書」に改める。

別記様式第3号及び別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第3号（第6条関係）

(左面)

請　　書

年　　月　　日

(宛先) 和歌山市長

入居者現住所

氏名

(実印)

生年月日

年　　月　　日

緊急連絡人現住所

氏名

(印)

生年月日

年　　月　　日

電話番号

入居者は、次の特定公共賃貸住宅に入居中は、和歌山市特定公共賃貸住宅条例及び和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定並びに右記事項を堅く守ることを緊急連絡人ととの連署をもって誓約します。

特定公共 賃貸住宅	所在 地			
	名 称			
	番 号	棟	階	号
家賃月額				
敷 金	円(入居時の家賃3ヶ月分に相当する額)			

添付書類

- 1 入居者の印鑑登録証明書並びに固定資産税及び市町村民税の納税証明書
- 2 緊急連絡人の住民票の写し

○入居者の遵守事項

- 1 特定公共賃貸住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持します。
- 2 毎月分の家賃を納入期限までに納付します。
- 3 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼすような行為をしません。
- 4 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類を飼育しません。
- 5 特定公共賃貸住宅の畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び入居者の責に帰するべき事由によって生じた修繕の費用は、自ら負担するとともに、共益費等の滞納など入居者の共同の利益に反する行為をしません。
- 6 次に掲げるときは、あらかじめ市長の承認を得ます。
 - (1) 同居を認められた者以外の者を同居させるとき。
 - (2) 特定公共賃貸住宅の一部を他の用途に併用するとき。
 - (3) 特定公共賃貸住宅の模様替え又は増築をするとき。
- 7 次に掲げるときは、市長に届け出ます。
 - (1) 特定公共賃貸住宅に入居したとき。
 - (2) 緊急連絡人を変更するとき。
 - (3) 緊急連絡人の住所又は氏名に変更があったとき。
 - (4) 同居者が退去（死亡を含む。）したとき又は入居者若しくは同居者に氏名の変更があったとき。
 - (5) 特定公共賃貸住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - (6) 特定公共賃貸住宅を15日以上使用しないとき。
 - (7) 特定公共賃貸住宅を明け渡すとき。
- 8 特定公共賃貸住宅を明け渡すときは、畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等その他必要な修繕を行い、市長が指定する職員の検査を受けます。
- 9 和歌山市特定公共賃貸住宅条例及び和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定並びに上記の事項に違反したときは、住宅監理員等（和歌山市特定公共賃貸住宅条例第22条第1項に規定する住宅監理員その他の特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。）が緊急連絡人に対して、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

○緊急連絡人の責務

- 1 入居者が和歌山市特定公共賃貸住宅条例及び和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定並びに上記の入居者の遵守事項に違反した場合には、市又は指定管理者が行う是正措置及びその指導に協力します。
- 2 入居者が和歌山市特定公共賃貸住宅条例第23条に準用する和歌山市営住宅条例（平成9年条例第68号）第39条に規定する返還の手続を行わずに特定公共賃貸住宅を立ち退いたときは、特定公共賃貸住宅の明渡しに必要なことについて市に協力します。

別記様式第4号（第8条関係）

（表面）

特定公共賃貸住宅緊急連絡人変更届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

特定公共
賃貸住宅
の名称
及び番号
入居者氏名

印

緊急連絡人を変更したいので、次のとおり届け出ます。

なお、和歌山市特定公共賃貸住宅条例及び和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定並びに裏面に記載の入居者の遵守事項に違反したときは、住宅監理員等（和歌山市特定公共賃貸住宅条例第22条第1項に規定する住宅監理員その他の特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。）が緊急連絡人に対して、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

住 所
新たに緊急連絡人となる者
氏 名

印

緊急連絡人	新	住 所			
		氏 名		入居者との関係	
		生年月日			
		電話番号			
	旧	住 所			
	氏 名				
変 更 理 由					

添付書類 新たに緊急連絡人となる者の住民票の写し

（裏面）

○入居者の遵守事項

- 1 特定公共賃貸住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持します。
- 2 毎月分の家賃を納入期限までに納付します。
- 3 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼすような行為をしません。
- 4 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類を飼育しません。
- 5 特定公共賃貸住宅の畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び入居者の責に帰するべき事由によって生じた修繕の費用は、自ら負担するとともに、共益費等の滞納など入居者の共同の利益に反する行為をしません。
- 6 次に掲げるとときは、あらかじめ市長の承認を得ます。
 - (1) 同居を認められた者以外の者を同居させるとき。
 - (2) 特定公共賃貸住宅の一部を他の用途に併用するとき。
 - (3) 特定公共賃貸住宅の模様替え又は増築をするとき。
- 7 次に掲げるとときは、市長に届け出ます。
 - (1) 特定公共賃貸住宅に入居したとき。
 - (2) 緊急連絡人を変更するとき。
 - (3) 緊急連絡人の住所又は氏名に変更があったとき。
 - (4) 同居者が退去(死亡を含む。)したとき又は入居者若しくは同居者に氏名の変更があったとき。
 - (5) 特定公共賃貸住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - (6) 特定公共賃貸住宅を15日以上使用しないとき。
 - (7) 特定公共賃貸住宅を明け渡すとき。
- 8 特定公共賃貸住宅を明け渡すときは、畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等その他必要な修繕を行い、市長が指定する職員の検査を受けます。
- 9 和歌山市特定公共賃貸住宅条例及び和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定並びに上記の事項に違反したときは、住宅監理員等（和歌山市特定公共賃貸住宅条例第22条第1項に規定する住宅監理員その他の特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。）が緊急連絡人に対して、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

○緊急連絡人の責務

- 1 入居者が和歌山市特定公共賃貸住宅条例及び和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定並びに上記の入居者の遵守事項に違反した場合には、市又は指定管理者が行う是正措置及びその指導に協力します。
- 2 入居者が和歌山市特定公共賃貸住宅条例第23条に準用する和歌山市営住宅条例（平成9年条例第68号）第39条に規定する返還の手続を行わずに特定公共賃貸住宅を立ち退いたときは、特定公共賃貸住宅の明渡しに必要なことについて市に協力します。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号（第8条関係）

住 所
特定公共賃貸住宅緊急連絡人 変更届出書
氏 名

年 月 日

（宛先）和歌山市長

特 定 公 共
賃 貸 住 宅
の 名 称
及 び 番 号
入 居 者 氏 名

住 所
緊急連絡人の が変更しましたので、次のとおり届け出ます。
氏 名

緊急連絡人氏名		
住 所	旧	
	新	
氏 名	旧	
	新	
変 更 年 月 日	年 月 日	

附 則

（施行規則）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に入居した者に係る連帯保証人に関する変更手続及び連帯保証人になった者の資格については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に特定公共賃貸住宅に入居している者であって家賃その他の債務に滞納がないものは、連帯保証人に代えてこの規則による改正後の第7条各号に掲げる資格を有する緊急連絡人を新たに定め、また、連帯保証人を緊急連絡人の地位に変更し、この規則による改正後の別記様式第4号にその者の住民票の写しを添えて市長に届けることができる。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

4 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市特定公共賃貸住宅条例施行規則の項中「、別記様式第6号」を削る。

（令和7年9月29日掲示済）

和歌山市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第73号

和歌山市改良住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市改良住宅条例施行規則（平成9年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改め、「。次項において「入居決定者等」という。」を削り、「印鑑登録を受けている印鑑により押印」を「押印（入居決定者にあっては、印鑑登録を受けている印鑑に限る。）」に改め、同条第3項中「入居決定者等に係る」を削り、同項各号を次のように改める。

（1）入居決定者の印鑑登録証明書並びに固定資産税及び市町村民税の納税証明書

（2）緊急連絡人がある場合にあっては緊急連絡人の住民票の写し

第6条の見出し中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改め、同条第3号中「確実な保証能力を有する者」を「成人している者」に改め、同条第4号中「独立の生計を営む者」を「入居者又は入居決定者と住所が異なる者」に改める。

第7条の見出し中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改め、同条第1項中「連帯保証人の」を「緊急連絡人の」に、「連帯保証人が」を「緊急連絡人が」に、「連帯保証人を」を「緊急連絡人を」に、「改良住宅連帯保証人変更届出書」を「改良住宅緊急連絡人変更届出書」に、「に係る第5条第3項各号に掲げる書類」を「の住民票の写し」に改め、同条第2項中「連帯保証人の」を「緊急連絡人の」に、「改良住宅連帯保証人住所、氏名変更届出書」を「改良住宅緊急連絡人住所、氏名変更届出書」に改める。

別記様式第5号から別記様式第7号までを次のように改める。

別記様式第5号（第5条関係）

(左面)

請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

入居者 現住所

氏名

(実印)

生年月日

年 月 日

緊急連絡人 現住所

氏名

(印)

生年月日

年 月 日

電話番号

入居者は、次の改良住宅及び店舗に入居中は、和歌山市改良住宅条例及び和歌山市改良住宅条例施行規則の規定並びに右記事項を堅く守ることを緊急連絡人との連署をもって誓約します。

改 良	所 在 地	
	名 称	
	建設年度	年度
住 宅	構 造	
	番 号	棟 階 号
家 賃 月 額	毎年度、入居者からの収入の申告に基づき和歌山市改良住宅条例の規定により算出した額とする。ただし、店舗については、同条例別表その2に定めるところによる。	
入居時の家賃月額	円（ 年 月から 年 月まで）	
敷 金	円（入居時の家賃3ヶ月分に相当する額）	

添付書類

- 1 入居者印鑑登録証明書並びに固定資産税及び市町村民税の納税証明書
- 2 緊急連絡人の住民票の写し

（右面）

○入居者の遵守事項

- 1 改良住宅及び地区施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持します。
- 2 毎月分の家賃を納入期限までに納付します。
- 3 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼすような行為をしません。
- 4 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類を飼育しません。
- 5 改良住宅の畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び入居者の責に帰するべき事由によって生じた修繕の費用は、自ら負担するとともに、共益費等の滞納など入居者の共同の利益に反する行為をしません。
- 6 每年度、和歌山市改良住宅条例第20条で定めるところにより、市長に対し、入居者及び同居者の収入を申告します。
- 7 和歌山市改良住宅条例第23条の規定により収入超過者と認定された場合には、改良住宅を明け渡すように努めます。
- 8 次に掲げるときは、あらかじめ市長の承認を得ます。
 - (1) 同居を認められた者以外の者を同居させるとき。
 - (2) 改良住宅の一部を他の用途に併用するとき。
 - (3) 改良住宅の模様替え又は、増築をするとき。
- 9 次に掲げるときは、市長に届け出ます。
 - (1) 改良住宅に入居したとき。
 - (2) 緊急連絡人を変更するとき。
 - (3) 緊急連絡人の住所又は氏名に変更があったとき。
 - (4) 同居者が退去（死亡を含む。）したとき又は入居者若しくは同居者に氏名の変更があったとき。
 - (5) 改良住宅又は地区施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - (6) 改良住宅を15日以上使用しないとき。
 - (7) 改良住宅を明け渡すとき。
- 10 改良住宅を明け渡すときは、畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等その他必要な修繕を行い、市長が指定する職員の検査を受けます。
- 11 和歌山市改良住宅条例及び和歌山市改良住宅条例施行規則の規定並びに上記の事項に違反したときは、改良住宅監理員等（和歌山市改良住宅条例第8条の改良住宅監理員その他の改良住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。）が緊急連絡人に対して、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

○緊急連絡人の責務

- 1 入居者が和歌山市改良住宅条例及び和歌山市改良住宅条例施行規則の規定並びに上記の入居者の遵守事項に違反した場合には、市又は指定管理者が行う是正措置及びその指導に協力します。
- 2 入居者が和歌山市改良住宅条例第27条において準用する和歌山市営住宅条例（平成9年条例第68号）第39条に規定する返還の手続を行わずに改良住宅を立ち退いたときは、改良住宅の明渡しに必要なことについて市に協力します。

別記様式第6号（第7条関係）

(表面)

改良住宅緊急連絡人変更届出書

年　月　日

(宛先) 和歌山市長

改 良 住 宅
の 名 称
及 び 番 号
入居者氏名

印

緊急連絡人を変更したいので、次のとおり届け出ます。

なお、和歌山市改良住宅条例及び和歌山市改良住宅条例施行規則並びに裏面に記載の入居者の遵守事項に違反したときは、改良住宅監理員等（和歌山市改良住宅条例第8条の改良住宅監理員その他の改良住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。）が緊急連絡人に対して、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

新たに緊急連絡人となる者 住 所

氏 名

印

緊急連絡人	新	住 所			
		氏 名			入居者との関係
		生年月日			
		電話番号			
	旧	住 所			
		氏 名			
変 更 理 由					

添付書類 新たに緊急連絡人となる者の住民票の写し

(裏面)

○入居者の遵守事項

- 1 改良住宅及び地区施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持します。
- 2 每月分の家賃を納入期限までに納付します。
- 3 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼすような行為をしません。
- 4 団地内において、犬、猫その他の鳥獣類を飼育しません。
- 5 改良住宅の畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び入居者の責に帰するべき事由によって生じた修繕の費用は、自ら負担するとともに、共益費等の滞納など入居者の共同の利益に反する行為をしません。
- 6 毎年度、和歌山市改良住宅条例第20条で定めるところにより、市長に対し、入居者及び同居者の収入を申告します。
- 7 和歌山市改良住宅条例第23条の規定により収入超過者と認定された場合には、改良住宅を明け渡すように努めます。
- 8 次に掲げるときは、あらかじめ市長の承認を得ます。
 - (1) 同居を認められた者以外の者を同居させるとき。
 - (2) 改良住宅の一部を他の用途に併用するとき。
 - (3) 改良住宅の模様替え又は、増築をするとき。
- 9 次に掲げるときは、市長に届け出ます。
 - (1) 改良住宅に入居したとき。
 - (2) 緊急連絡人を変更するとき。
 - (3) 緊急連絡人の住所又は氏名に変更があったとき。
 - (4) 同居者が退去（死亡を含む。）したとき又は入居者若しくは同居者に氏名の変更があったとき。
 - (5) 改良住宅又は地区施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - (6) 改良住宅を15日以上使用しないとき。
 - (7) 改良住宅を明け渡すとき。
- 10 改良住宅を明け渡すときは、畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取替え等その他必要な修繕を行い、市長が指定する職員の検査を受けます。
- 11 和歌山市改良住宅条例及び和歌山市改良住宅条例施行規則の規定並びに上記の事項に違反したときは、改良住宅監理員等（和歌山市改良住宅条例第8条の改良住宅監理員その他の改良住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。）が緊急連絡人に対して、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

○緊急連絡人の責務

- 1 入居者が和歌山市改良住宅条例及び和歌山市改良住宅条例施行規則の規定並びに上記の入居者の遵守事項に違反した場合には、市又は指定管理者が行う是正措置及びその指導に協力します。
- 2 入居者が和歌山市改良住宅条例第27条において準用する和歌山市営住宅条例（平成9年条例第68号）第39条に規定する返還の手続を行わずに改良住宅を立ち退いたときは、改良住宅の明渡しに必要なことについて市に協力します。

別記様式第7号（第7条関係）

改良住宅緊急連絡人 住 所 変更届出書
氏 名

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

改 良 住 宅
の 名 称
及 び 番 号
入居者氏名

緊急連絡人の 住 所 が変更しましたので、次のとおり届け出ます。
氏 名

緊急連絡人氏名		
住 所	旧	
	新	
氏 名	旧	
	新	
変 更 年 月 日	年 月 日	

附 則
(施行規則)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に入居した者に係る連帯保証人に関する変更手続及び連帯保証人になった者の資格については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の前に改良住宅に入居している者であって家賃その他の債務に滞納がないものは、連帯保証人に代えてこの規則による改正後の第6条各号に掲げる資格を有する緊急連絡人を新たに定め、また、連帯保証人を緊急連絡人の地位に変更し、この規則による改正後の別記様式第6号にその者の住民票の写しを添えて市長に届けることができる。

(和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 4 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市改良住宅条例施行規則の項中「、別記様式第7号」を削る。

(令和7年9月29日掲示済)

和歌山市告示第301号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年9月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年9月6日及び同月12日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年9月4日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年9月2日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車	1台につき	4,000円
大型自動二輪車		

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

（令和7年9月17日掲示済）

和歌山市告示第302号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和7年9月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び弓ヶ西公園	令和7年9月4日、同月5日、同月8日及び同月12日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車		
普通自動二輪車	1台につき	4,000円
大型自動二輪車		

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合せ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

（令和7年9月17日掲示済）

和歌山市告示第303号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年9月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年9月18日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年6月2日、同月7日及び同月13日	令和7年6月18日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年6月12日	令和7年6月18日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年6月12日	令和7年6月18日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、太田第一公園、城東公園及び雑賀連絡所	令和7年6月2日、同月4日、同月5日、同月6日及び同月12日	令和7年6月18日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和7年9月17日掲示済)

和歌山市告示第304号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年9月18日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和7年度	随时第4期 第1期 第2期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和7年9月30日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年9月18日掲示済）

和歌山市告示第305号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年9月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和7年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和7年9月22日掲示済）

和歌山市告示第306号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年9月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和7年10月9日に変更する。

（別紙省略）

（令和7年9月22日掲示済）

和歌山市告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和7年9月26日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月26日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
34-2	一里山大垣内線	和歌山市新庄483番13地先 ～ 和歌山市新庄483番16地先	旧	27.81	3.6
			新	27.81	6.0

（令和7年9月26日掲示済）

和歌山市告示第308号

令和7年9月26日市議会定例会において議決された令和7年度補正予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

（令和7年9月29日掲示済）

和歌山市告示第309号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和7年9月29日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和7年度第4期の納期は、 令和7年10月9日に変更する。
令和6年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

(別紙省略)

(令和7年9月29日掲示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年9月19日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市榎原字西塩田232番5、里道	和歌山市本町二丁目9番地 J P P A L株式会社 代表取締役 根来睦

（令和7年9月19日掲示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年9月22日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市小倉字中萱株80番2の一部、81番2、82番2の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵

（令和7年9月22日掲示済）

公 告

和歌山市磯の浦の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年9月24日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和7年9月24日から10月14日まで（20日間）
- 3 閲覧場所 磯の浦自治会館 集会所（和歌山市磯の浦64-1）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁11-1アラスカビル2階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、磯の浦自治会館 集会所においては令和7年9月24日から10月1日の間（9月28日を除く。）、午前9時30分から午後4時までとする。和歌山市役所地籍調査課においては令和7年10月2日から同月14日までの間（10月4日、同月5日、同月11日、同月12日及び同月13日を除く。）、午前9時から午後5時までとする。

（令和7年9月24日掲示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年9月24日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市木ノ本字前田247番1、248番1、248番3、里道	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田 茂

（令和7年9月24日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第54号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和7年9月25日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和7年10月1日（水）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (2) 裁判員候補者予定者名簿を調製するについて
 - (3) 檢察審査員候補者予定者名簿を調製するについて

（令和7年9月25日掲示済）

和歌山市教育委員会告示第12号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和7年9月26日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

1 日時 令和7年10月1日（水）午後6時00分から

2 場所 和歌山市七番丁23番地

和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- (1) 9月定例市議会について
- (2) 第三次和歌山市子供読書活動推進計画の策定について
- (3) 令和8年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
- (4) 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（案）について
- (5) 令和7年度和歌山市教育功労者表彰について
- (6) 令和7年度和歌山市川端龍子賞等の選考委員について
- (7) その他

（令和7年9月26日掲示済）